

平成27年度 奈良労働局公共調達監視委員会議事概要

平成28年2月24日（水）

14時00分～15時15分

奈良労働局局長室横会議室

1. 局長挨拶

2. 出席者

監視委員 中川和男（弁護士）、青木幸子（税理士）

※藤森茂（大学准教授）欠席

労働局 吉野局長、小泉総務部長

事務局 小川総務課長、山本総務課長補佐、田川会計第一係長、
大西会計第二係長、熊田会計第一係主任、小林会計第二係員
補助者：職業対策課 安田係員

3. 審議対象案件の抽出について

奈良労働局公共調達審査会の審議対象案件全について、運営要綱第6条の規定に基づく契約金額が1000万円以上の公共工事については今回該当なく、500万円以上の物品・役務等においては、競争入札1件（総合評価落札方式1件）であることから、公共工事で契約金額が1000万円未満の案件2件と物品・役務等で契約金額が500万円未満の案件2件（内1応札者1件）を抽出し、審議対象合計5案件とした。

（1）公共工事 一般競争入札 2案件

（2）物品・役務等 一般競争入札 3案件

4. 審議対象案件に係る個別審議

中川委員長より冒頭「公共工事（競争入札）から順に案件ごとに行う」との指示を受け審議が進められた。

（1）公共事業【一般競争入札】案件審議

■案件1-1 「桜井公共職業安定所電話設備更新」

【委員】参考見積について、金額が450万円となっているが落札額は105万円であり、差に4倍の開きがあるが？

【事務局】業者間で見積の額に開きがある。A社は260万円でB社が450万円。もう一社追加すべきであった。

【委員】落札額が低いので（契約）後に付随作業で料金を請求されることはないのか？

【事務局】ない。

■案件1-2 「奈良第三地方合同庁舎電話交換設備更新」

【委員】 予定価格の算定方法が、1-1 案件では2者からの算出。1-2 は2者からの算出額に落札率76.18%をかけて平均値から21%も低くなっている。片方はそのままもう片方は低くというのはいかがなものか。

【事務局】 本省からの示達額に対し、年度当初、別の電話改修（工事）が必要となり、示達額から工面することとなったことから残額の中でしか契約できない状況となり、このような方法とした。

【委員】 本来の価格から都合で2割減らすというのはいかがなものか。

(2) 物品・役務等【一般競争入札】 案件審議

■案件2-1 人材不足分野における人材確保のための雇用保険管理改善促進事業（建設分野）

【委員】 両方とも実績のある業者か？

【事務局】 公共の事業を請け負っている会社で他の都道府県でも契約している。

【委員】 他（他局）でもこんなに予定価格と契約金額に差があるのか？

【事務局】 建設分野については、他局の落札額が公表されていないのでわからない。

【委員】 見積額の内容は細かく出てくるのか？

【事務局】（入札時には）出てこない。

あくまでも入札書に示された価格で判定する。全国共通の提案書の要件が決まっており、提案書の段階では内容まで細かく確認することは求めている。

予定価格の範囲内という事が必須。

【委員】（行政側）予定価格調書を作るが、業者は入札額の内訳書を作らないのか？

【事務局】 契約時に積算内訳書を出してくる。

■案件2-2 給与等システム用機器更新

【委員】 前回の契約はいつか？

【事務局】 平成20年に機器の入れ替えを行っているが保守契約は1年毎の更新。

【委員】 前回もC社か？

【事務局】 給与システムはC社が著作権を持っており、他の業者はできない。今回はハードウェア機器の調達なので一般競争入札とした。

【委員】 機器が変わったのか？

【事務局】 システムを使える機器の調達。

ソフトが入っているハード（サーバー等）の製造元から保守を担当しているC社に「保守期限が切れる」と通知があった。

【委員】 C社は保守の業者か？

【事務局】 ソフトの保守に加えハードの保守も行っている。

【委員】ハードの保守業者とソフトの保守業者が違うことになると保守で何か不都合があるのか？

【事務局】新しいハードにソフトを合わせること、同じ業者の方が勝手が良い。機器の製造が中止となり、対応ができなくなった。また、OS が WindowsXP であり、サポートが切れている。

■案件 2－3 天理市しごとセンター開設に係る備品等の購入

【委員】予定価格を出すときは、インターネットでの価格と D 社からの見積書の額を両方考慮して平均値を取ったのか？

【事務局】文房具が多いので、インターネットで見て市場価格としている。サイズが同じで他社のメーカーの安いものを参考商品として記載している。

(3) 総括

全体としての意見

【委員】きちんとしていただいているが、予定価格の決定方法について、更に工夫を続けてもらいたい。予算の都合で予定価格を急に下げるといふのはいかなものか。「質を保つ」ということも大事。

以上をもって審議は終了し、委員長より審議の結果において、運営要綱第 9 条の規定による局長への意見の具申及び勧告は無い旨の報告がなされた。